

公務員関係判例研究会 令和2年度 第5回会合 議事要旨

1. 日時 令和2年9月17日(木) 15:00~16:55

2. 場所 中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室

3. 出席者

(会 員) 秋山弁護士、阿部弁護士、石井弁護士、石津弁護士、植木弁護士、大森弁護士、木野弁護士、木村弁護士、白土弁護士、鈴木弁護士(座長)、竹内法務省訟務局付、竹田弁護士、中町弁護士、長屋弁護士、西脇弁護士、野下弁護士、松崎弁護士、峰弁護士、山田弁護士(五十音順)

(事務局) 内閣官房内閣人事局 藤田内閣審議官、清水内閣参事官、石川調査官、淺井争訟専門官、小林争訟専門官

4. 議題：最近の裁判例の評釈

- 市立小学校の教諭が、休日に実施された地域防災訓練の会場に向かう途中、担任する児童の住居を訪問し、同住居で飼育されている犬に咬まれて負った傷害の公務起因性について争われた裁判例

5. 議論の概要

(1) 最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。

- 公務外認定処分取消請求控訴事件(東京高裁平成30年2月28日判決(労働判例1188号33頁))は、甲府市立A小学校の教諭である控訴人が、地区内の地域防災訓練に参加するため、その会場に向かう途中、担任する学級の児童宅を訪問した際に同児童宅で飼育されていた甲斐犬に咬まれ傷害を負ったことにつき、公務外認定処分を受けたことからその取消しを求めた事案である。
- 本件は、公務災害なのか、通勤災害なのかという議論がある。公務員の実務では、認定基準に従って公務災害と解釈しているようである。なお、民間の場合、このようなケースは通勤災害と考えているようである。
- 公務災害の場合と通勤災害の場合とでは、補償の内容に大きな違いはない。ただし、福祉事業である障害特別援護金及び遺族特別援護金の支給額では、公務災害の方が通勤災害よりも手厚い補償となっているようである。
- 移動の経路の逸脱・中断に当たるか否かの判断は、通勤途上で行われる些細な行為は逸脱・中断には当たらず、それ以外の行為は一般的に逸脱・中断に当たるとする裁判例と通勤途上の逸脱・中断の目的までを考慮した上で逸脱・中断に当たるか否かを判断する裁判例とに分かれている。
- 本判決の考え方では、公務災害として認められるか否かがはっきりせず、認定基準に従った考えの方が公務災害として認められるか否かの判断が容易である。しかし、被災者の救済という観点からそれでよいのかという問題は残る。
- 黙示的な職務命令に基づく行為であると認定されるメルクマールとしては、①公

務への密接な関連性の有無、②指揮命令権者の言動の程度、③参加しない場合の他職員への迷惑の有無、④参加しない場合の職場での不利益の有無、⑤同じ職場内で多くの職員が参加しているか否か、などが考えられる。

(2) 続いて、会員間の討議が行われた。

- 熱心な教員の訪問行為が公務ではないという判断は、正しいのだろうか。訪問行為の目的からすれば、教員の本来の職務であると考え。したがって、高裁の判断が妥当ではないか。
- 担任する児童に防災訓練への参加を働きかけることと通勤の途上に自動販売機でジュースを買って飲むことを同じように捉えて、通勤に当たるかどうか判断することに若干の違和感はある。
- 地裁の考え方と高裁の考え方の違いを考えると、公務災害にしる、労働災害にしる、補償の問題なので、救済のため認定は比較的緩やかでもよいと個人的には考える。ただし、公務災害、労働災害の認定がされると、その後、安全配慮義務違反で使用者に損害賠償を求めてくる事例が増えている現状を考えると難しい問題である。
- 防災訓練に参加する児童を募るということも公務の範囲を出るものではないという特殊な性格があり、通勤途上でも公務の遂行が可能であったという考え方をしないと高裁判決は理解し難いであろう。
- 一生懸命働いている労働者については、安心して働けるように補償しようというのが基本にあり、救済判決が時々出される。本件もその一つではないかと考える。理屈で見れば、本件のような結論にはならないのではないだろうか。
- 本件は、小学校の担任教諭という特殊性が出てきた事例で、防災訓練会場の近辺の児童宅を訪問しないことが場合によっては非難されることも考えられる状況であったといえる。この点、別件高知地裁のピアノレッスンに通っていた音楽教諭の事案とは異なっていると考える。
- 本判決では、この児童宅が会場への経路に面していること、訪問時間が数分の短時間であったことなどを明示した上で、移動の逸脱、中断に当たらないと判断している。例えば、通りを一本入った児童宅を訪問した場合、訪問時間が数十分かかった場合など、この判決がどの程度を考慮しているのか疑問である。
- 本件は、そもそも公務に当たるということで処理すべきであったと考える。教員という公務員としての職責を加味すれば、この案件では防災訓練に行かざるを得なかったという評価ができたのではないかと考える。
- 本判決は、救済するためにいろいろと工夫をして結論を導き出したという印象である。訪問行為自体の公務性を認めなかった理由は何なのか、検討もせずに技術的なやり方で救済をしているのであるが、本筋に入らなかった根本的な理由は何なのか気になるところである。
- 本判決では、通勤経路という枠組みの中で十分救済することができるので、訪問行為が公務に当たるかどうかまで判断するまでもないとしたとも考えられる。
- 離脱理論とは、通勤災害の場合、社会通念上の通勤の範囲で保護しようという概念である。本件は業務上かどうかという話なので、離脱の手法を用いること自体おかしいのではないかと考える。任命権者の支配管理下にあるかどうかであって、本

件は防災訓練への移動自体が職務と認定されているのであるから、出張などと同じである。移動中教員としての業務を行っているのであるから、訪問行為を公務としなくても支配管理下の状態が続いている中で起こったアクシデントであって、業務遂行性と起因性の判断で、簡単に結論が出たのではないか。

- 裁判官の立場からすれば、なるべく一般論を書かず、本件限りの判断にしようという発想があるのではないか。
- この判決を今後活かすのは、地方公務員災害補償基金であり、経路の逸脱、中断をどこで線引きするかということになる。公務に当たるかどうかというところで判断する方が、地方公務員災害補償基金にとっても判断がしやすいのではないか。
- 上司の知らないところで残業をしていた民間の事例で、残業を認識していなかった上司の安全配慮義務違反は否定されたが、残業をしていた事実から、労働災害が認められた事案がある。最近の裁判例では、職務の遂行性を客観的にどのように考えるかについて、ばらつきがあるように思う。
- 複数の事柄がからみ対象行動が時間的にも場所的にも間隔がある場合というのは非常に多い事案である。そのような場合、一つ一つの事象を単体で考えるのか、一連の行動として考えるのかによって、結論が分かれるケースが多い。
- テイクロ九州事件に係る最高裁判例の「要請されていた一連の行動の範囲内」というキーワードが一つの指標といえるのではないか。この「一連の行動」の捉え方により、ある程度救済できるケースがあり得ると考えられ、今後注視していくべきである。

(3) 次回会合は、10月15日(木)に開催することとした。